

タイ王国産マンゴウ生果実に対する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則別表ノのの項のタイ王国産マンカンワン種（別称、アイボリー種）のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和62年2月20日農林水産省告示第187号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1. 消毒施設

告示4の生産地における消毒のための蒸熱処理施設は、次の条件を満たしているものとする。

- (1) 果実温度を上げるための装置は、差圧方式であること。
- (2) 自記記録式温湿度計が設備されていること。
- (3) 自記記録式温湿度計の温度の測定装置は、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度（ただし、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心温度。以下同じ。）並びに蒸熱処理施設内の空間温度を測定できるものであること。
- (4) 自記記録式温湿度計の湿度の測定装置は、蒸熱処理施設内の空間湿度を測定できるものであること。
- (5) 処理後、通気により冷却する構造であること。

2. こん包及びこん包場所

(1) こん包

通気孔を設けた箱を使用してこん包する場合は、次のア又はイの条件を満たしているものとする。

ア 箱に収納する前に生果実を合成樹脂製のこん包材料で包み込んでいること。

イ 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている箱を使用すること。

(2) こん包場所

告示5の(2)のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。

ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等ミカンコミバエ又はウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備があること。

イ 消毒済みマンゴウ生果実の専用こん包場所であること。

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じ消毒が行われること。

3. 保管場所及び保管期間

- (1) 告示6の保管場所は、マンゴウ国際空港内の施設であつて、タイ王国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。

ア 低温施設を具備した消毒済みマンゴウ専用保管施設

イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済みマンゴウを陳列し、販売する小売店

(2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から8日以内とするものとする。

(3) 保管場所における生果実とは、次の場合、タイ王国植物防疫機関により当該こん包に係る植物検疫証票をまつ消されるものとする。

ア (2)の保管期間を超えた場合。

イ 告示5の(3)の封印がない場合。

ウ 告示7の表示がなされていない場合。

エ こん包が破損又は開ひされている場合。

4 消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査

(1) 植物防疫官は、消毒施設、こん包場所及び保管場所について、それぞれ1、2及び3の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができる。

(2) (1)の調査は、原則として、タイ王国植物防疫機関が行う日本向けマンゴウ生果実の消毒施設、こん包場所及び保管場所

の指定のための調査と共同して行うものとする。

5 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示3の(3)の消毒の実施の確認は、次により、原則として、タイ王国植物防疫機関と共同して行うものとする。

蒸熱処理施設の設定温度を47.5度とした後、生果実を室温から加温し、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度が飽和蒸気により46.5度に達した後、その温度以上で10分間保持されたこと、生果実の中心温度の測定点が正確であつたこと等を確認すること。

(2) 輸出検査の確認

ア 告示3の(3)の検査の確認は、原則としてマンゴウ生果実のこん包数の5パーセント以上についてタイ王国植物防疫機関が行う検査に立会い、有害動物又は有害植物、特にミバエ類がないことを確認することをもつて行うものとする。

イ アの検査の確認の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が付着した原因についてタイ王国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないものとする。

ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより有害動物又は有害植物がないことを確認したと

きは、次の様式により植物検疫証明書裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区	分	確認者氏名 (印)	3センチメートル
消毒確認	月 日 時		
検査確認	月 日 時		
10センチメートル			

エ ウの確認を行つた生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、各こん包の表面に次の様式による植物検疫証票を貼付させるものとする。

Phytosanitary Certificate Label
For NANG KLARNGWUN MANGO

Master Certificate No. _____

Package No. _____

Date of Disinfestation _____

Certified by _____
(Thai inspector)

Certified by _____
(Japanese inspector)

10センチメートル

7センチメートル

オ エの場合には、ウによる植物検疫証明書又はその写しをあらかじめ横浜植物防疫所成田支所、横浜植物防疫所成田支所羽田出張所、名古屋植物防疫所小牧出張所、神戸植物防疫所伊丹支所、門司植物防疫所福岡支所板付出張所、門司植物防疫所鹿児島支所溝辺出張所及び那覇植物防疫事務所那覇空港出張所あてに送付させるものとする。

(3) 確認業務

(1)及び(2)の確認業務は、原則としてタイ王国植物防疫機関により行われる検査及び消毒の確認と共同して行うものとする。

6 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、タイ王国植物防疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。

ア 保管数量及び輸出数量

イ 保管期間

ウ 植物検疫証票のまつ消状況

エ 低温施設の稼動状況

(2) 植物防疫官は、(1)の保管状況の確認を円滑に行うため、必要と認めるときは、保管場所を管理する責任者に対し、必要事項を記録させることができるものとする。

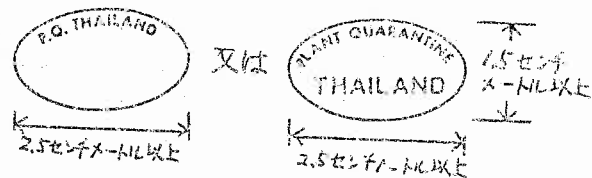
(3) (1)の確認は、1か月に1回以上実施するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時確認することができる。

るものとする。

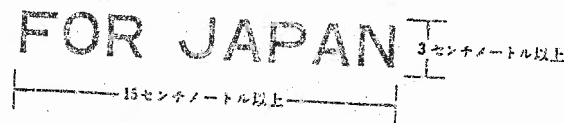
7 表 示

- (1) 告示 7 の生果実及びこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

生果実の表示



こん包の表示



- (2) 航空携行手荷物のこん包の表示には、次の内容を含む日本語・タイ語及び英語の注意書きを表示させるものとする。

ア 当該マンゴウ生果実は、日本の飛行場に到着後直ちに植物検疫を受けなければならないこと。

イ その検疫前に封印を破ると当該マンゴウ生果実は、輸入禁止されること。

8 輸入検査の場所

輸入検査は、次に掲げる港又は飛行場（以下「輸入港」という。）の植物防疫官が指定する場所において行うものとする。

- (1) 港：京浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港、那覇港

- (2) 飛行場：新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港

9 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において当該生果実と添付されている植物検疫証明書（貨物として輸入される場合）又は植物検疫証明書及び植物検疫証票（航空携行手荷物として輸入される場合）を確認して行うものとする。

- (2) 航空手荷物として輸入された場合において、(1)の確認を行ったときは、当該こん包の植物検疫証票をまつ消するものとする。

- (3) 告示 3 の(3)の植物防疫官による附記がなされている植物検疫証明書若しくは植物検疫証票が添付されていない場合、告示 5 の(3)の封印のないこん包入りの場合、告示 7 の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

- (4) (1)、(2)及び(3)以外の輸入検査の手続き及び方法は、植物防疫法施行規則及び輸入植物検疫規程によるものとする。

- (5) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ アのミバエ類が附着した原因についてタイ王国植物防疫

- 機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の
輸入検査を中止すること。